

公

示

漁業法（昭和24年法律第267号）第100条第1項の規定に基づく入漁権の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項に基づき次のとおり公示する。

令和5年11月24日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎

記

- 1 裁定の申請人の名称及び住所  
丸亀市漁業協同組合 香川県丸亀市富士見町二丁目10番16号
- 2 裁定の相手方の名称及び住所  
塩飽漁業協同組合連合会 香川県丸亀市新浜町一丁目12番7号
- 3 漁業権の種類及び免許番号  
第二種共同漁業（令和6年1月1日免許予定、現免許番号と同じ）  
共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、  
共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、  
共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号、共第257号
- 4 申請の内容
  - (1) 入漁する区域  
第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、  
共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、  
共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、  
共第255号、共第256号、共第257号に定める漁場の区域
  - (2) 入漁する漁業の種類  
第二種共同漁業
  - (3) 入漁する漁獲物の種類  
藻建網・磯建網漁業で漁獲する魚介類
  - (4) 入漁する漁業時期  
1月1日から12月31日まで
  - (5) 存続期間  
令和6年1月1日から令和15年12月31日
  - (6) 入漁料  
1統につき年間3万円
  - (7) 漁業の方法  
藻建網・磯建網漁業
  - (8) 統数  
8統

公

示

漁業法（昭和24年法律第267号）第100条第1項の規定に基づく入漁権の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項に基づき次のとおり公示する。

令和5年11月24日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎

記

- 1 裁定の申請人の名称及び住所  
多度津町漁業協同組合 香川県仲多度郡多度津町東港町25番
- 2 裁定の相手方の名称及び住所  
塩飽漁業協同組合連合会 香川県丸亀市新浜町一丁目12番7号
- 3 漁業権の種類及び免許番号  
第二種共同漁業権（令和6年1月1日免許予定、現免許番号と同じ）  
共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、  
共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、  
共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号、共第257号
- 4 申請の内容
  - (1) 入漁する区域  
第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、  
共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、  
共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、  
共第255号、共第256号、共第257号に定める漁場の区域
  - (2) 入漁する漁業の種類  
第二種共同漁業
  - (3) 入漁する漁獲物の種類  
藻建網・磯建網漁業で漁獲する魚介類
  - (4) 入漁する漁業時期  
1月1日から12月31日まで
  - (5) 存続期間  
令和6年1月1日から令和15年12月31日
  - (6) 入漁料  
1統につき年間3万円
  - (7) 漁業の方法  
藻建網・磯建網漁業
  - (8) 統数  
1統